

財 関 第 1238 号

平成 17 年 9 月 30 日

「生糸の輸入に係る調整等に関する法律に基づく生糸の  
輸入通関手続きについて」の一部改正について

標記のことについて、別添のとおり、農林水産省生産局長から通知があったので、平成 17 年 10 月 1 日からこれにより実施されたい。

17生産第3473号  
平成17年9月29日

財務省関税局長 殿

農林水産省生産局長

「生糸の輸入に係る調整等に関する法律に基づく生糸の輸入通関手続き  
について」の一部改正について





独立行政法人農畜産業振興機構大阪事務所及び神戸事務所の統合に伴い、「生  
糸の輸入に係る調整等に関する法律に基づく生糸の輸入通関手続きについて」  
(平成15年9月26日付け15生産第4180号農林水産省生産局長通知)を  
平成17年10月1日から別紙新旧対照表のとおり一部改正するので、御了知願  
うとともに、取扱いにつき遺漏のないよう取り図られたい。

(別紙)

生系の輸入に係る調整等に関する法律に基づく生系の輸入通関手続きについて  
(平成15年9月26日付け15生産第4180号農林水産省生産局長通知)一部改正新旧対照表(案)

改正後	現行
<p>1 〔略〕</p> <p>2 税関による確認の時期及び方法</p> <p>(1) 機構による生系の輸入 独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)が法第2条の規定に基づき農林水産大臣の承認を受けて輸入する生系を輸入業者に委託して輸入する場合において、当該生系が機構から輸入の委託を受けた生系であるかどうかについての確認の時期及び方法については、次によるものとする。</p> <p>確認の時期 輸入申告の際 確認の方法</p> <p>機構は当該輸入業者に「輸入生系入港報告書」(機構の生系輸入業務委託要領様式第4号。以下「報告書」という。)(別添1)を交付し、輸入申告の際に提出させるので、報告書の数量(正量)欄の記載内容と輸入申告書等の記載内容との対査確認及び機構事務所長(横浜又は大阪の事務所長)の押印(別添2)を確認する。</p> <p>なお、数量の確認については、±3%のアローアンスを認めて差し支えない(後記(2)の場合における数量の確認についても同様とする)。</p> <p>(2) 機構以外の者による生系の輸入 実需者(農林水産大臣の認定を受けた者)による輸入 法第7条第1項の規定に基づき機構に生系の売渡しをする者であって法第11条第1項の規定に基づき農林水産大臣の認定を受けた者が生系を輸入する場合において、当該生系が当該認定に係るものであり、機構による買入れ・売戻しの承諾を受けたものであるかどうかについての確認の時期及び方法については、次によるものとする。</p> <p>ア 確認の時期 輸入申告の際 イ 確認の方法 機構は当該輸入者に「実需者輸入に係る生系の買入れ・売戻</p>	<p>1 〔略〕</p> <p>2 税関による確認の時期及び方法</p> <p>(1) 機構による生系の輸入 独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)が法第2条の規定に基づき農林水産大臣の承認を受けて輸入する生系を輸入業者に委託して輸入する場合において、当該生系が同条の規定に基づき機構から輸入の委託を受けた生系であるかどうかについての確認の時期及び方法については、次によるものとする。</p> <p>確認の時期 輸入申告の際 確認の方法</p> <p>機構は当該輸入業者に「輸入生系入港報告書」(機構の生系輸入業務委託要領様式第4号。以下「報告書」という。)(別添1)を交付し、輸入申告の際に提出させるので、報告書の数量(正量)欄の記載内容と輸入申告書等の記載内容との対査確認及び機構事務所長(横浜又は神戸の事務所長)の押印(別添2)を確認する。</p> <p>なお、数量の確認については、±3%のアローアンスを認めて差し支えない(後記(2)の場合における数量の確認についても同様とする)。</p> <p>(2) 機構以外の者による生系の輸入 実需者(農林水産大臣の認定を受けた者)による輸入 法第7条第1項の規定に基づき機構に生系の売渡しをする者であって法第11条第1項の規定に基づき農林水産大臣の認定を受けた者が生系を輸入する場合において、当該生系が当該認定に係るものであり、機構による買入れ・売戻しの承諾を受けたものであるかどうかについての確認の時期及び方法については、次によるものとする。</p> <p>ア 確認の時期 輸入申告の際 イ 確認の方法 機構は当該輸入者に「実需者輸入に係る生系の買入れ・売戻</p>

改正後	現行
<p>し承諾書」(機構の輸入生糸買入売戻実施要領(以下「要領」という。)様式第1号。以下「実需者承諾書」という。)(別添3)を交付し、輸入申告の際に提出させるので、実需者承諾書の数量(正量)欄の記載内容と輸入申告書等の記載内容との対査確認及び機構事務所長(横浜又は<u>大阪</u>の事務所長)の押印(別添2)を確認する。</p> <p>一般者(農林水産大臣の認定を受けない者)による輸入  法第7条第1項の規定に基づき機構に生糸の売渡しをする者であって法第11条第1項の規定に基づく農林水産大臣の認定を受けない者が生糸を輸入する場合において、当該生糸が当該認定を受けていないものであり、機構による買入れ・売戻しの承諾を受けたものであるかどうかについての確認の時期及び方法については、次によるものとする。</p> <p>ア 確認の時期  輸入申告の際</p> <p>イ 確認の方法  機構は当該輸入者に「一般者輸入に係る生糸の買入れ・売戻し承諾書」(要領様式第2号。以下「一般者承諾書」という。)(別添4)を交付し、輸入申告の際に提出させるので、一般者承諾書の数量(正量)欄の記載内容と輸入申告書等の記載内容との対査確認及び機構事務所長(横浜又は<u>大阪</u>の事務所長)の押印(別添2)を確認する。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 機構への売渡しを要しない者の取扱い  生糸の輸入に係る調整等に関する法律施行令(昭和27年政令第21号)第2条の規定に基づき関税率法第14条、第15条第1項、第16条第1項又は第19条の2第1項の規定によりその関税が免除される生糸を輸入する者については、税関において特段の書類の確認を要しない。</p> <p>5 通関の際に疑義を生じた場合の取扱い  前記1に関して疑義が生じた場合は独立行政法人農林水産消費技術センター横浜センター又は神戸センターに、前記2～4に関する事項について疑義が生じた場合は機構横浜事務所又は<u>大阪</u>事務所に協議の上処理することとする。</p>	<p>し承諾書」(機構の輸入生糸買入売戻実施要領(以下「要領」という。)様式第1号。以下「実需者承諾書」という。)(別添3)を交付し、輸入申告の際に提出させるので、実需者承諾書の数量(正量)欄の記載内容と輸入申告書等の記載内容との対査確認及び機構事務所長(横浜又は<u>神戸</u>の事務所長)の押印(別添2)を確認する。</p> <p>一般者(農林水産大臣の認定を受けない者)による輸入  法第7条第1項の規定に基づき機構に生糸の売渡しをする者であって法第11条第1項の規定に基づく農林水産大臣の認定を受けない者が生糸を輸入する場合において、当該生糸が当該認定を受けていないものであり、機構による買入れ・売戻しの承諾を受けたものであるかどうかについての確認の時期及び方法については、次によるものとする。</p> <p>ア 確認の時期  輸入申告の際</p> <p>イ 確認の方法  機構は当該輸入者に「一般者輸入に係る生糸の買入れ・売戻し承諾書」(要領様式第2号。以下「一般者承諾書」という。)(別添4)を交付し、輸入申告の際に提出させるので、一般者承諾書の数量(正量)欄の記載内容と輸入申告書等の記載内容との対査確認及び機構事務所長(横浜又は<u>神戸</u>の事務所長)の押印(別添2)を確認する。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 機構への売渡しを要しない者の取扱い  生糸の輸入に係る調整等に関する法律施行令(昭和27年政令第21号)第3条の規定に基づき関税率法第14条、第15条第1項、第16条第1項又は第19条の2第1項の規定によりその関税が免除される生糸を輸入する者については、税関において特段の書類の確認を要しない。</p> <p>5 通関の際に疑義を生じた場合の取扱い  前記1に関して疑義が生じた場合は横浜又は<u>神戸</u>の独立行政法人農林水産消費技術センターに、前記2に関する事項について疑義が生じた場合は機構横浜事務所又は<u>神戸</u>事務所に協議の上処理することとする。</p>

改 正 後	現 行
<p>(別添 2)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; text-align: center;">  </div> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; text-align: center;">  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">独立行政法人農畜産業振興機構大阪事務所の印</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">独立行政法人農畜産業振興機構横浜事務所の印</p> </div>	<p>(別添 2)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; text-align: center;">  </div> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; text-align: center;">  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">独立行政法人農畜産業振興機構神戸事務所の印</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">独立行政法人農畜産業振興機構横浜事務所の印</p> </div>

附則  
この定款の変更は10月1日より施行する。